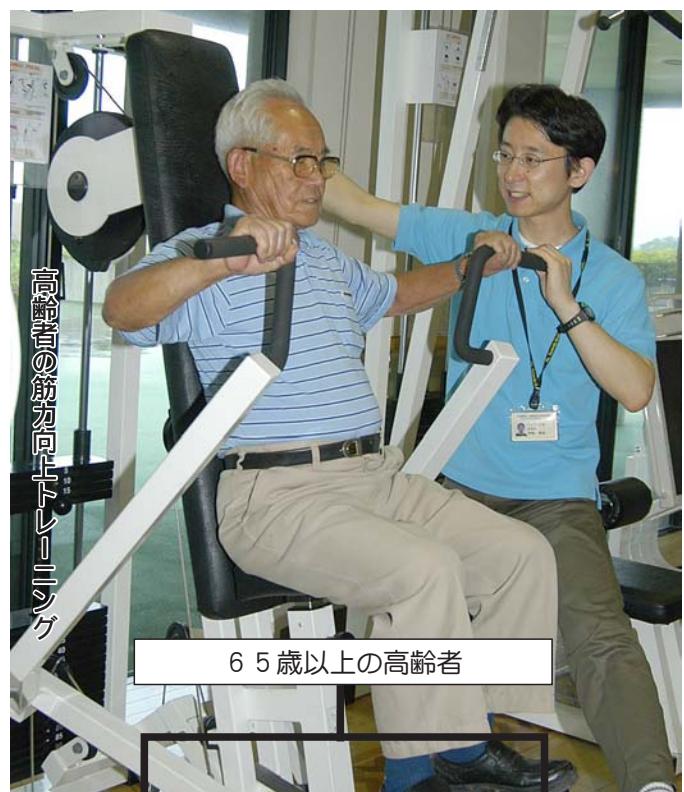
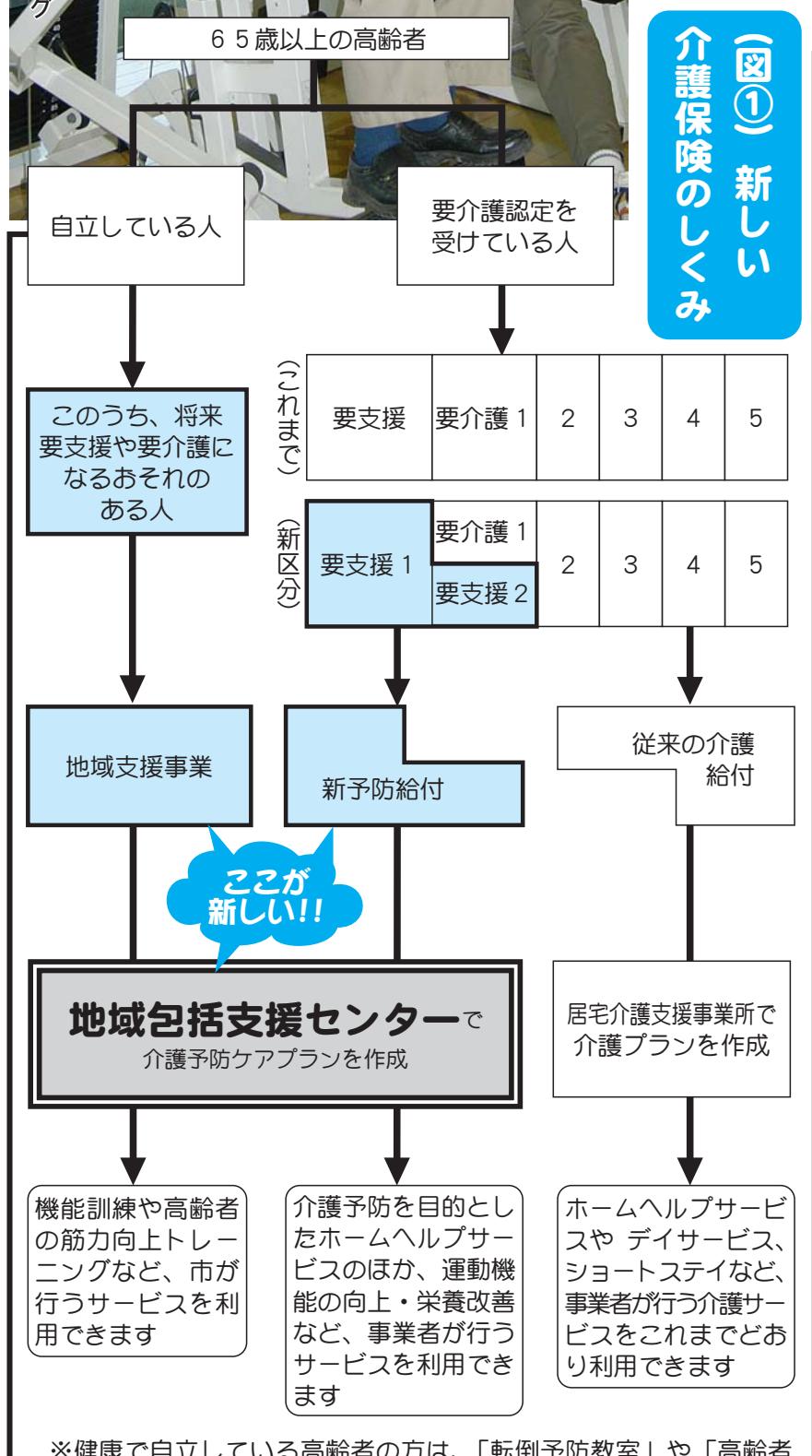


“健康”と“自立”を支えます 『介護保険制度』



65歳以上の高齢者



新制度の対象は 要支援・自立の方

る方は、一地域支援事業「を」利用ください。地域支援事業では、運動機能や栄養改善の向上はもちろん、うつ病や閉じこもり、認知症（痴呆症）を防ぐための助言、サービスを提供します。

専門員などの職員を配置し、「介護予防マネジメント」や「高齢

3	4	5
3	4	5

```

graph TD
    A[従来の介護給付] --> B[多くの多機能健保で自己立た生活を送れるようになれば、本人や家族に]

```

認定
支援事業所で
プランを作成
→
ターゲットと連携しながら
地域包括支援セ

ヘルプサービス、トステイなど、が行う介護サービスこれまでどおりできます

介護保険係〔〕
7111

4月から、「介護保険制度」が変わります。改正のポイントは「介護予防」と「自立支援」。なるべく要介護にならないように、また、要介護の状態が悪化しないように、利用者の健康状態や目標に沿ったサービスの提供が始まります。介護予防サービスの中核となるのは、ふれあいセンター内に新設される「地域包括支援センター」です。今回は、支援センターの特徴や役割と併せ、新しい介護保険制度の要点を紹介します。

できないことを補うサービスから、できる
ことを引き出すサービス
スへー。「介護保険制
度」に、4月から「予
防重視型システム」と
いう新しい枠組みが導
入されます。これは、
介護予防や自立支援を
進めることで元気な高
齢者を増やし、介護保
険制度が将来にわたつ
て継続できる環境を整
えようというものです。

「要支援2」に認定された方は、「新予防給付の対象となり、家事や入浴、リハビリなど、自立につながる訪問サービスが受けられます。また、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善をめざすための施設利用も可能です。

一方、介護認定で「非該当（自立）」となり、将来、要支援や要介護になるおそれの有

「介護プラン」を作成

援」「虐待の防止・早期発見」など各種の事業を担っていきます。利用者の皆さんには、希望する生活や目標についてセンター職員と相談しながらプランを決定し、それに沿うサービス提供事業者を選んでいただきます。

同センターでは、皆さんがサービスの利用を始めてから一定期間

(7093) 6789
大幡・めぐみの里
24時間体制で介護均等化
などを受け付けます
各相談センターの位置施設は、図(2)のと
りです。どうぞ、お問い合わせください。
詳しくは、ふれあい相談センターよりお聞かせください。

予防重視型サービスをめざし 「地域包括支援センター」を新設

ふれあいセンター内

(図②) 市の介護支援体制

地域包括支援センター
(八色・みれあいセンター内)

TEL (7093) 1200

専門職員	主任介護支援専門員
【長狭地区】	高齢者相談センター （太海・エビハラ病院） ☎ (7093) 6789
【江見地区】	高齢者相談センター （天津・千の風・清澄） ☎ (7099) 5611
【天津小湊地区】	高齢者相談センター （天津・千の風・清澄） ☎ (7099) 5611